

心の健康観察システム導入及び運用保守業務委託  
に係る公募型プロポーザル募集要項

令和8年6月  
姫路市

## 1 募集の概要

### (1) 業務名

心の健康観察システム導入及び運用保守業務委託

### (2) 履行期間

ア 心の健康観察システムの導入業務

契約の日から令和8年12月31日まで

イ 心の健康観察システムの運用保守業務

令和9年1月1日から令和11年12月31日まで（長期継続契約）

### (3) 履行場所

姫路市立総合教育センター ほか

### (4) 業務の目的及び概要

児童生徒が発する心身の変化やSOSを早期に発見し、教師やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、養護教諭等が連携し、「チーム学校」としてきめ細やかな支援を実現するため、1人1台端末を活用した「心の健康観察システム」の導入を行うもの。

## 2 参加資格

参加表明をする者（以下「参加表明者」という。）は、次に掲げる要件（以下「参加資格要件」という。）を全て満たしていなければならない。

- (1) 姫路市入札参加資格制限基準（平成25年3月25日制定）に該当しないこと。
- (2) 姫路市が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱（平成25年4月1日制定。以下「暴力団排除要綱」という。）第3条に定める排除対象業者に該当しないこと。
- (3) 競争入札の参加資格等について（平成23年姫路市告示第408号。以下「告示第408号」という。）第5項の規定により業者登録名簿に登録され、かつ、「コンピュータ・情報処理関連業務」の業種及び「システム開発・運用」の詳細業種について競争入札に参加する資格を有していること。
- (4) 公告の日において、姫路市税（以下「市税」という。）、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない法人であること。
- (5) 公告の日から契約相手方の決定の日までの間において、次の全てに該当すること。
  - ア 姫路市登録業者指名停止等措置要綱（昭和62年6月25日制定。以下「指名停止等措置要綱」という。）の規定による指名停止措置（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。
  - イ 指名停止等措置要綱に規定する指名停止の措置要件に該当しないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における更生手続開始の申立てを

含む。以下同じ。) がなされていないこと。

(7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

(8) 他の参加表明者との間に次のアからウまでのいずれにも該当しないこと。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。

(ア) 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他適正な業者選定手続が阻害されると認められる関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。

(ア) 組合とその組合員の関係にある場合

(イ) 一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が夫婦の関係にある場合

(9) 提案者又はシステム開発事業者は、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）認証（ISO/IEC 27001）を取得していること。

3 プロポーザルに関する担当部局等

(1) 担当部局

姫路市教育委員会事務局 学校教育部 総合教育センター教育研修課（以下、「教育研修課」という。）

〒670-0935 姫路市北条口三丁目29番地

電話 (079) 221-5841

FAX (079) 221-5847

(2) 契約条項を示す期間及び場所

契約条項を示す期間	令和8年（2026年）6月1日から 令和8年（2026年）8月14日まで 本市の休日（姫路市の休日を定める条例（平成2年姫路市条例第15号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日をいう。以下同じ。）を除く。
-----------	---

閲覧の場所	教育研修課 ( <a href="https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000033413.html">https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000033413.html</a> )
-------	--

#### 4 プロポーザル実施に係るスケジュール

	項 目	日 時
1	公告及び要求水準書等の公表	令和8年 6月 1日
2	参加表明手続の提出書類の受付期限	令和8年 6月15日
3	参加資格確認結果の通知	令和8年 6月17日
4	プロポーザルに関する質問受付期限	令和8年 6月25日
5	プロポーザルに関する質問への回答	令和8年 7月 1日
6	提案資料提出書類の受付期限	令和8年 7月13日
7	プレゼンテーション	令和8年 7月27日 (予定)
8	契約候補者の特定	令和8年 7月28日 (予定)
9	契約候補者の通知	令和8年 7月29日 (予定)
10	契約相手方の決定	令和8年 8月 5日 (予定)
11	契約締結予定	令和8年 8月14日 (予定)
12	審査結果の公表	令和8年 8月17日 (予定)

#### 5 参加表明手続及び参加資格の確認

- (1) 参加表明者は、次の方法により参加表明手続を行い、第2項に規定する参加資格の有無について確認を受けなければならない。なお、参加表明手続の際に受領した提出書類については返却しない。

ア 提出書類

(ア) 参加表明書（様式 1-1）

(イ) 姫路市税の納税証明書（滞納無証明書）（公告日以後に発行されたものの原本又は写し、市税の納税義務がある場合に限る。）

(ウ) 国税の納税証明書（税務署様式その 3 の 3。）（公告日以後に発行されたものの原本又は写し）

(エ) 関連企業申告書（様式 1-2）

イ 提出部数

1 部

ウ 参加表明手続に必要な書類を示す期間及び場所

参加表明書等 配布期間	令和 8 年（2026 年）6 月 1 日から 令和 8 年（2026 年）6 月 1 5 日まで 本市の休日（姫路市の休日を定める条例（平成 2 年姫路市条例第 1 5 号） 第 2 条第 1 項各号に掲げる本市の休日をいう。以下同じ。）を除く。
配布場所	教育研修課 （参加表明者は、姫路市ホームページに掲載する参加表明手続及び提案手 続きに必要な様式等を、必要に応じてダウンロードし、使用すること。 <a href="https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000033413.html">https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000033413.html</a> ）

エ 提出方法

持参又は郵送とする。

郵送の場合は、原則として書留郵便等の配達記録が確認できる方法によること。なお、郵便事故により参加表明書類が不着であった場合において、配達記録が確認できない場合は、参加資格の有無に係る異議申し立ては受け付けない。

オ 提出場所

教育研修課

カ 提出期間（参加表明書受付期間）

令和 8 年 6 月 1 1 日午前 9 時から同月 1 5 日午後 4 時までとする。

なお、持参により提出する場合の受付時間は、本市の休日を除く日の午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までとし（受付期間最終日を除く。）、郵送により提出する場合は、提出期間最終日の午後 4 時必着とする。

(2) 参加資格の確認結果

ア 参加資格の確認結果は、令和 8 年 6 月 1 7 日までに参加資格確認通知書を電子メールで送付することで通知する。なお、参加資格の確認日は参加表明受付期間最終日とする。

イ 参加資格がないと認められた者には、参加資格確認通知書にその理由を記載する。

ウ 参加資格がないと認められた者は、市長に対して参加資格がないと認められた理由について

て説明を求めることができる。その場合は、令和8年6月25日正午までに、参加資格がないと認めたことに対する説明請求を書面（様式は任意）により教育研修課に提出すること。市長は、期日までに当該請求があった場合は、請求者に対し速やかに回答する。

## 6 説明会

説明会は、行わない。

## 7 プロポーザルに関する質疑について

(1) 第5項の規定により参加表明手続きを行い、参加資格を有すると認められた者（以下「参加者」という。）に限り、次の方法によりこのプロポーザルに関する質問をすることができる。

### ア 提出書類

質疑書（様式2）

### イ 提出方法

質疑書に質問事項の他必要事項を入力し、電子ファイルの名前を参加者の商号又は名称に変更の上、当該電子ファイルを次の「ウ 提出場所（送信先アドレス）」宛てに電子メールで送信すること。（ファイル形式はMicrosoft Wordとする。）

### ウ 提出場所（送信先アドレス）

kyo-kensyu@city.himeji.lg.jp

### エ 提出期限

令和8年6月25日午後4時まで

(2) 質問に対する回答は、次により行う。

### ア 回答開始日時

令和8年7月1日午前10時（予定）

### イ 回答方法

回答は、姫路市ホームページに掲載する。

(3) その他

ア 質問及び質問に対する回答は、姫路市ホームページに掲載する要求水準書の追加事項又は修正事項として取扱う。

イ 質問が次項第1号に定める提案資料の評価に関する内容である場合は、回答をしないことがある。また、質問の内容に参加者を特定できる記載があるときは、回答をしない。

ウ 質問者名は公表しない。

## 8 提案資料提出手続

参加者は、次の方法により提案資料を提出しなければならない。

(1) 提出書類（提案資料）

姫路市ホームページに掲載する「心の健康観察システム導入及び運用保守業務委託提出書類（提案資料）」の提出書類一覧に掲げる書類一式

(2) 提出部数

前号に掲げる提出書類一覧に記載する提出部数のとおり。

なお、様式4（各添付資料を含む。）には、参加者が特定できるような表示及び記載のないものとする。

(3) 提出方法

持参又は郵送とする。

郵送の場合は、原則として書留郵便等の配達記録が確認できる方法によること。なお、郵便事故により提案資料が不着であった場合において、配達記録が確認できない場合は、第13項第2号により失格とし、失格に係る異議申し立ては受け付けない。

(4) 提出場所

教育研修課

(5) 提出期間（提案資料受付期間）

令和8年7月9日午前9時から同月13日午後4時までとする。

なお、持参により提出する場合の受付時間は、本市の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとし（提出期限最終日を除く）、郵送により提出する場合は、提出期間最終日の午後4時必着とする。

(6) その他

ア 提案資料を提出した参加者（以下「提案者」という。）が特定できるような表示及び記載等は一切認めない。提案者が特定できるような記載がある場合は、失格となることがある。ただし、様式に提案者名の記載を指定している欄がある場合においては、この限りではない。

イ 提案者につき提案資料の提出は、1件とする。

ウ 提案資料の作成に当たっては、要求水準書の内容を確認し、要求水準に基づき作成すること。

エ 提出された提案資料の差替えは認めない。

オ 提出された提案資料は、返却しない。

カ 提出された提案資料は、本業務の契約候補者の特定の過程で必要に応じて複製する場合がある。

キ 提出された提案資料は、本業務以外の目的で使用しない。

## 9 プレゼンテーションの実施

- (1) 前項の規定により提出した提案資料について、提案者による提案内容の説明（以下「プレゼンテーション」という。）を求める。
- (2) プレゼンテーションは、実際のシステム画面を用いた提案内容に関する説明（デモンストレーション）及び質疑応答により実施するものとし、補完的な資料の提出は認めない。
- (3) プレゼンテーションの所要時間は、デモンストレーション15分、質疑応答15分の合計30分程度を想定している。
- (4) プレゼンテーションの開催日時、場所、デモンストレーションでの確認事項は、提案資料受付後に別途提案者に通知する。
- (5) 正当な理由なくプレゼンテーションを欠席した場合は、失格となる場合がある。

## 10 提案資料の審査及び契約候補者の特定

### (1) 審査及び契約候補者の特定方法

ア 審査は、プレゼンテーションを実施の上、第8項の規定により提出のあった提案資料を次号に基づき評価し、提案者毎に総合評価点を算出する方法による。

イ 提案に関する評価は、心の健康観察システム導入及び運用保守業務委託に係る公募型プロポーザル審査委員会において実施する。

ウ 心の健康観察システム導入及び運用保守業務委託に係る公募型プロポーザル審査委員会において、提案資料及びプレゼンテーションの内容により、提案内容の全てについて総合的に判断し、審査の結果、総合評価点の最も高い提案者を契約候補者とする。

エ 契約候補者となるべき総合評価点の者が2者以上ある場合は、それらの者のうち、提案内容に関する評価点の最も高い者を契約候補者とする。提案内容に関する評価点の最も高い者がなお2者以上ある場合は、提案金額の最も低い者を契約候補者とする。提案金額の最も低い者がなお2者以上ある場合は、それらの者の中から、くじにより契約候補者を特定する。

### (2) 評価項目及び評価基準

#### ア 提案内容に関する評価

評価項目		評価基準	配点	得点
提案内容	(1) 業務実施方針	・ 国や市の方針（COCOLOプランや姫路市教育振興基本計画等）を踏まえ、業務内容を正しく理解しているか。	10点	300点
	(2) 業務実施体制	・ システム導入において、要求水準書を踏まえた上で、本業務の確実	50点	

		<p>な遂行に必要な体制となっているか。また、その要員が本業務の確実な遂行に必要な経験を有しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ システム運用保守において、要求水準書を踏まえた上で、本業務の確実な遂行に必要な体制となっているか。また、その要員が本業務の確実な遂行に必要な経験を有しているか。</li> </ul>		
	(3) 業務計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 無理のないシステム導入が可能な業務計画となっているか。</li> <li>・ 導入期間内で、効率的なシステム稼働が実現できる内容になっているか。</li> <li>・ 学校現場の実情に即した研修内容となっているか。</li> </ul>	35点	
	(4) 評価テーマ① 児童生徒が利用する機能	<p>ア 記録機能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童生徒にわかりやすいデザインとなっているか。</li> <li>・ 毎日の記録が継続しやすい工夫がなされているか。</li> <li>・ その他、本市にとって有益な機能が提案されているか。</li> </ul> <p>イ コメント入力機能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 簡便かつ教職員に思いが伝わりやすい工夫がなされているか。</li> <li>・ その他、本市にとって有益な機能が提案されているか。</li> </ul>	55点	
	(5) 評価テーマ② 教職員が利用する機能	<p>ア 閲覧機能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童生徒の入力内容が効率的に把握できる内容となっているか。</li> <li>・ 児童生徒のSOSの発信を漏れなく把握できる内容となっているか。</li> <li>・ その他、本市にとって有益な機能が提案されているか。</li> </ul>	90点	

		<p>イ コメント返信機能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 簡便に返信できる工夫がなされているか。</li> <li>・ その他、本市にとって有益な機能が提案されているか。</li> </ul> <p>ウ ダッシュボード機能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 効率的に全体の状況を把握できる内容となっているか。</li> <li>・ 視覚的にわかりやすい表示内容となっているか。</li> <li>・ その他、本市にとって有益な機能が提案されているか。</li> </ul>		
(6) 評価テーマ③ その他の機能に関する提案	<p>ア ユーザ管理機能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ユーザ権限について、多種多様なユーザが安心して利用できるよう、詳細な権限設定が可能な仕組みとなっているか。</li> <li>・ 年次更新機能について、効率的かつ確実な年次更新が可能な内容となっているか。</li> <li>・ 学校の統廃合に対応可能な仕組みとなっているか。</li> <li>・ ユーザのシステム利用実態が正確に把握できる仕組みとなっているか。</li> <li>・ その他、本市にとって有益な機能が提案されているか。</li> </ul> <p>イ その他提案</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ その他本市に有益な機能について、システムの導入目的に資する優れた提案になっているか。</li> </ul>	60点		

※1 下表のとおり5段階評価にて項目ごとに評価点を算出する。

評価	採点基準	得点化方法
A	当該項目に関して特に優れている	各項目の配点×1.00

B	AとCの中間程度	各項目の配点×0.75
C	当該項目に関して優れている	各項目の配点×0.50
D	CとEの中間程度	各項目の配点×0.25
E	要求水準を満たしている程度	各項目の配点×0.00

イ 提案金額に関する評価

前項第1号に定める提案資料の様式5に記載された提案金額を対象として、次の方法により評価点を算出する。

$(1 - \text{提案金額} \div \text{提案上限金額}) \times 200 \text{点}$
--

※ただし、提案金額が提案上限金額を上回る場合は、その参加者の提案を不採用とする。

ウ 総合評価点

提案内容に関する審査員全員の評価点の合計点（300点×6名＝1800点満点）と提案金額に関する評価点（200点満点）の合計により算出する。

(3) その他

ア 提案者が1者の場合でも、提案資料の審査を実施する。

イ 提案書が指定の枚数を超過する場合は、超過した提案書については評価しない。

ウ 提出された提案資料を審査した結果、いずれの提案も要求水準書で示した要求水準等を満たしていないと判断した場合は、契約候補者の特定を行わないことがある。

エ 審査の経過に対する問合せには、応じない。

オ 契約候補者の特定を令和8年7月28日に行う。特定された契約候補者へは、口頭又は電話にて連絡した上で、その旨を別途書面により通知する。また、契約候補者とならなかった提案者については、その旨を別途書面で通知する。

カ 特定された契約候補者は、令和8年8月5日午後4時までに、本件業務の見積書を教育研修課に提出すること。

キ 契約相手方名、契約金額及び審査結果については、令和8年8月17日を目途に姫路市ホームページに掲載する。

ク 審査の経緯については、一切公表しない。また、審査結果に対する異議申立ては一切受け付けない。

1.1 契約の方法

(1) 審査の結果、特定した契約候補者と契約の締結交渉を行い、合意した場合に契約を締結する。

- (2) 契約候補者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合は、契約候補者が決定するまで次順位の者を繰り上げて、その者を契約候補者として契約の締結交渉を行う。この場合において、次順位以降に契約候補者となるべき総合評価点の者が2者以上あるときは、前項第1号エと同様の方法により契約候補者を特定する。
- (3) 提案資料は、契約書の一部とする。
- (4) 契約保証金については、姫路市契約規則（昭和62年姫路市規則第29号）第29条の規定を適用する。

#### 1.2 参加の辞退に関する事項

- (1) 参加表明者は、第10項第1号エの規定により行うくじの対象者に該当する場合を除き、契約候補者が特定されるまでの間は、いつでも参加を辞退することができる。
- (2) 参加を辞退する場合は、辞退届を書面（様式は任意）により教育研修課に持参又は郵送（書留郵便等、配達記録が確認できるものに限る。）で提出すること。  
なお、辞退届を提出した後は、辞退届を撤回することはできない。

#### 1.3 失格に関する事項

次のいずれかに該当する者は、失格とする。

- (1) 第2項各号に定める参加資格要件を満たしていない者
- (2) 提案資料を提出期限までに提出しなかった者
- (3) 提出書類に故意に虚偽の記載をした者
- (4) 提案手続において姫路市公告第257号第1項第5号ア及びイに定める提案上限金額を超える金額を請負希望金額として提案した者又は0円以下の金額を請負金額として提案した者
- (5) 要求水準書に重大な違反のある提案をした者
- (6) その他本プロポーザルの条件に違反した者

#### 1.4 著作権等

- (1) 提案資料の著作権は、提案者に帰属する。ただし、このプロポーザルに関する公表その他市長が必要と認めるときには、市長は提案資料の全部又は一部を提案者の承諾を得ずに無償で使用できるものとする。
- (2) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている方法等を提案に使用した結果生じた責任は、原則として提案者が負うものとする。

## 1 5 プロポーザルの参加に要する費用負担

提案資料の作成等、このプロポーザルの参加に要する費用は、参加表明者の負担とする。

## 1 6 その他

- (1) 契約候補者が正当な理由なく契約の締結を辞退した場合は、契約候補者に対し、指名停止を行うことがある。
- (2) 契約候補者について、契約締結までの間に、第2項各号に定める参加資格要件を満たさなくなった場合、これを満たしていなかったことが判明した場合、及びこのプロポーザル手続における不正行為が判明した場合は、契約候補者との間で契約を締結しないことがある。この場合、市長は契約候補者に対する損害賠償義務を負わない。
- (3) 契約候補者は、契約締結までに暴力団排除要綱に定める暴力団排除に関する誓約書（第3号）を提出しなければならない。
- (4) 参加者が参加表明手続及び提案手続等で提出した書類に故意に虚偽の記載をした場合その他このプロポーザル手続における不正行為が判明した場合は、当該参加者に対し、指名停止を行うことがある。
- (5) 審査結果について、契約締結後に、別紙\_審査結果（記載例）のとおり、各評価項目及び評価基準の得点について公表を行う。なお、参加者が2者の場合は、姫路市情報公開条例第7条第2号の規定に基づき契約候補者とならなかった者の点数を非公表とする。
- (6) 本案件は、電子契約を活用した契約締結を可能とする。契約候補者となった者で電子契約を希望する場合は、見積書の提出期限までに電子契約利用申請書を教育研修課に提出すること。なお、必要な様式等は、必要に応じて姫路市ホームページからダウンロードし、使用すること。（<https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000026069.html>）